

(別紙) 新たな乳児院の多機能化について (構想)

	機 能	取 組 事 例
1	代替養育機能	<ul style="list-style-type: none">・ 専門職の加配 (心理療法担当職員、看護師)・ 個別的ケアを進めるための職員の加配・ 医療機関等連絡調整員の配置
2	一時保護機能	<ul style="list-style-type: none">・ 措置児童数に対して 15%以上の割合で、一時保護委託児童を受け入れる。・ 一時保護のための居室等の専用設備を設け、専任職員を配置する。
3	産前産後の支援	<ul style="list-style-type: none">・ 出産前において養育支援が特に必要と認められる妊婦 (以下、「特定妊婦」という。) からの相談や援助、支援計画の作成や関係機関との調整を行うコーディネーターや、特定妊婦を居住させて支援するための看護師を配置する。
4	特別養子縁組の支援	<ul style="list-style-type: none">・ 民間あっせん機関と連携し、あっせん前の一時的な養育や養親希望者の養育実習の受入などを行う。
5	里親支援 (フォスターリング機関の受託)	<ul style="list-style-type: none">・ 里親支援専門相談員を配置し、入所児童の里親委託に向けた支援やアフターフォロー、新規里親の開拓や地域の里親家庭の訪問を実施。・ 里親等委託調整員を配置し、里親家庭の選定及び委託に向けた調整又はその支援を行う。・ 里親トレーニング担当職員を配置し、未委託里親に対して実習等のトレーニングを実施する。・ 里親等相談支援員を配置し、里親家庭や養子縁組家庭を定期的に訪問し相談に応じるとともに、状態の把握や援助を行う。・ 里親が一時的な休息のための援助 (レスパイト) を必要とする場合に、施設において一時的に養育する。
6	乳幼児のアセスメント	<ul style="list-style-type: none">・ 専門職の加配 (心理療法担当職員、看護師)
7	親子関係育成	<ul style="list-style-type: none">・ 家族療法として、面接や宿泊交流、入所児童やその保護者の心理療法等を行う。

		<ul style="list-style-type: none"> ・家庭支援専門相談員を配置し、家庭復帰に向けた親子関係再構築支援等を行う。
8	地域支援・連携	<ul style="list-style-type: none"> ・児童家庭支援センターを運営し、地域・家庭からの相談や、市町村からの求めに応じた助言、児相からの委託による在宅市道措置など、関係機関と連携しながら在宅支援を行う。 ・地域家庭や入所する児童の保護者等への支援のため、育児指導を行う職員を配置する。 ・養育支援が特に必要と認められる子育て家庭や、特定妊婦に対して、保健師等が訪問して養育に関する助言指導を行うアウトリーチ型の支援を行う。
9	ショートステイ・トワイライトステイ	<ul style="list-style-type: none"> ・一時保護までは至らないケースに対し、市町村からの委託を受けて一定期間子どもを預かる。